

第6期 雲南市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 平成31年3月20日(水) 13:30~14:43

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(18名)

1番 錦織邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田邦昭	6番 小山益男	7番 山本裕子	9番 佐藤博子
10番 三原治雄	11番 吾郷正司	12番 高橋美佐子	13番 橋本 博
14番 三島輝昭	15番 柳原昌広	16番 嘉本輝雄	17番 山本博子
18番 内部武雄	19番 加藤一郎		

4. 欠席委員(1名) 8番 吉廣丈晴

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香
主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾
統括主幹 渡部一雅(農政課)

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第139号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について
- ・議第140号 雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出について
- ・議第141号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第143号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第144号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第145号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第146号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第21回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番神田邦昭委員、6番小山益男委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第139号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。「議第139号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について」であります。現在、雲南市標準農作業料金検討委員会委員には、各町からお出かけいただいております、任期は平成31年3月31日までとなっております。今後の任期は平成31年4月1日から2年ありますが、農業委員の任期満了となる平成32年7月19日までの期間となります。</p> <p>現在の委員は、大東町が高田耕委員、加茂町が内部武雄委員、木次町が橋本博委員、三刀屋町が奥田武委員、吉田町が竹内勉委員、掛合町が神田邦昭委員です。</p> <p>以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
3 番	<p>3 番竹内です。議第 1 3 9 号は人事案件でございます。先日運営委員会でご協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 1 3 9 号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について」は、現在の委員の、大東町は高田耕委員、加茂町は内部武雄委員、木次町は橋本博委員、三刀屋町は奥田武委員、吉田町は竹内勉委員、掛合町は神田邦昭委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 1 3 9 号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 1 4 0 号 雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 7 ページをご覧ください。「議第 1 4 0 号 雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出について」であります。現在、雲南市「人・農地プラン」検討会議委員には、小山益男委員、山本博子委員にお出かけいただいております。任期は平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとなっております。今後の任期は平成 3 1 年 4 月 1 日から 2 年ですが、農業委員の任期満了となる平成 3 2 年 7 月 1 9 日までの期間となります。</p> <p>なお、委員選出の依頼をされた農林振興部農政課から、男女共同参画を推進するため女性委員の選出についてご配慮いただきたい旨のお願いがっております。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
3 番	<p>3 番竹内です。議第140号も人事案件でございます。先程の議第と同様に、引き続きお願いする形を取っているところであります。事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。</p> <p>なお、選出する2名のうち1名が女性でありますので、男女共同参画を推進するうえで、配慮しているものと考えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第140号 雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出について」は、現在の委員の、小山益男委員、山本博子委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第140号 雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第141号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ「議第141号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を説明します。9ページをご覧ください。図面は最初のページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>申請番号1番～5番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目は畑で5筆、関係者は2名で合計面積は1,694㎡です。平成31年2月6日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号6番～25番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目 田13筆、畑7筆の合計20筆、関係者は9名で合計面積は12,630㎡です。平成31年2月6日に現地調査を行っており、確認委員は6番～14番、17番～25番は〇〇推進委員さん、15番、16番は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号26番～211番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目 田96筆、畑90筆の合計186筆、関係者は67名で合計面積は156,301.87㎡です。申請番号26番～118番、121番～211番は平成31年2月1日と7日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さん、申請番号119番、120番は平成31年3月8日に現地確認を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号212番～214番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目 田2筆、畑1筆の合計3筆、関係者は1名で合計面積は1,399㎡です。平成31年2月1日と7日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号215番～221番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目 田5筆、畑2筆の合計7筆、関係者は2名で合計面積は2,453㎡です。平成31年2月15日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田116筆、畑105筆の合計221筆、関係者は78名で合計面積は174,477.87㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第141号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第141号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書28ページ「議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。今回は2件の申請が出ております。議案書29ページをご覧ください。資料は62ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で合計面積は91㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり50万円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外15筆。地目は登記簿・現況ともに畑が10筆、田が6筆で合計面積は6199.21㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、期間は10年間。貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に貸付ける。」ということです。借受人は、息子さんで〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「申請地を借受け、農業経営を主宰する。」ということです。農業者年金受給者で新規も含めて今回設定されるものです。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第143号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書31ページ「議第143号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。32ページをご覧ください。図面は、74ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は合計9.92㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は「山中にある墓地を申請地に新規移転したい。」との</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目はいずれも登記簿 田、現況 畑で申請面積は合計 339 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場、普通車13台分の駐車場を整備されます。転用理由は「近隣より駐車場の要望があり、申請地を貸駐車場として利用したい。」とのことです。第3種農地で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は、△△-△は登記簿・現況ともに田、△△-△は登記簿 田、現況は畑で申請面積は合計 411 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は駐車場で、普通車3台分の駐車場を整備されます。転用理由は「申請地を来客用の駐車場として利用したい。」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第143号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第143号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第144号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書33ページ「議第144号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。今回1件の申請が出ております。議案書34ページをご覧ください。資料は92ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は142㎡です。権利の種類は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、車庫で、車庫1棟42㎡を建設されます。転用事由は「自宅敷地に駐車場がないので、申請地を譲り受け、車庫を建造する。」ということです。土地代は10アール当たり800万円。確認は〇〇推進委員さんです。始末書が出されており、「平成15年10月から借地により車庫用地として利用してしまった。」ということです。農用地区域外で、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。申請番号1番につきまして始末書が出ておりますので説明させていただきます。この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は畑でありましたが、借地により平成15年10月から車庫用地として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥</p>

発信者	議 事 録 要 旨
9 番	<p>事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。 ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第144号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第144号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第145号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書35ページ「議第145号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。議案書36ページをご覧ください。今回は設定件数78件。内訳は〇〇町25件、〇〇町13件、〇〇町1件、〇〇町30件、〇〇町7件、〇〇町2件となります。借り受け戸数は35戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、議案書44ページの〇〇町の番号23番から次ページの25番までと、議案書47ページの〇〇町の番号31番から50ページの番号38番までとなります。転貸予定先ですが、〇〇町は(農)△△△さん、〇〇町は(農)△△△さんです。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしく願います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時25分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>最初に〇〇町をお願いします。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。〇〇町は新規10件、再設定15件の計25件ですが、いずれも妥当と判断いたしました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願ひいたします。</p>
1 6 番	<p>16番〇〇です。13件とも妥当と判断しましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願ひいたします。</p>
1 3 番	<p>13番〇〇です。〇〇町は1件でございますけれども妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願ひします。</p>
1 5 番	<p>15番〇〇です。40番から69番の申請ですが、ほとんどが再設定であります。新規の中には退職後規模拡大という方もおられます。妥当と判断をいたしております。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願ひします。</p>
1 番	<p>1番〇〇です。〇〇町は7件全て妥当と判断いたしました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願ひします。</p>
1 1 番	<p>11番〇〇です。〇〇町は2件出ております。77番、78番でございますが、いずれも再設定でございますので妥当と判断いたしました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第145号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第145号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第146号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題とします。</p> <p>農政課より説明を求めます。</p>
農政課	<p>失礼します、農林振興部農政課の〇〇と申します。本日は、除外申請ということで、〇〇町9件、〇〇町4件、〇〇町3件、〇〇町6件、〇〇町1件、〇〇町3件、合計26件について説明させていただきます。今回、除外の面積は、田が7,570㎡、畑が1,544㎡、計9,114㎡となっています。また、今回追認案件は、〇〇町2件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件の計5件となっております。先月2月20日に開催した、農業委員会総会議題において説明しております。〇〇町と〇〇町で修正がありましたので、資料の差し替えをします。大きな変更点はなく、個別に説明しますが、墓地、携帯電話の鉄塔に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、〇〇町から説明します。1ページをご覧ください。除外する件数は、9件です。墓地4件、自宅整備2件、携帯用2件、納屋の整備1件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、4.1aとなっています。7ページをご覧ください。個別説明資料となります。整理番号1、2、3は墓地の案件となります。整理番号4、場所は〇〇△△-△で、事業計画者は□□□□氏となります。宅地用としての案件となりますが、追認となります。整理番号5は、墓地の案件となります。整理番号6は、〇〇△△-△、事業計画者、□□□□氏で自宅用宅地の案件となります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農政課	<p>整理番号7、8は携帯用の鉄塔となります。1種農地になりますが、携帯用の鉄塔となりますので、認められます。整理番号9、〇〇△△-△、事業計画者、□□□□氏ですが、納屋の案件となりますが、追認となります。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は、4件です。全て太陽光発電設備設置のためとなっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、33.9aとなっています。5ページをご覧ください。個別説明資料となります。整理番号1、2、3、4に分かれています。事業計画者は、全て(株)□□となり、それぞれ、土地所有者が異なり、4件の申請となりました。資料の10、11ページに地籍図と設備の配置図があります。ほぼ地籍全部に渡り設備が設置されます。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は、3件です。新築家屋が1件。自宅車庫整備が1件。墓地が1件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、7.9aとなっています。5ページをご覧ください。個別説明資料となります。整理番号1、〇〇△△-△、事業計画者、□□□□氏、車庫建設の案件ですが、追認となります。整理番号2、〇〇△△-△、△、事業計画者、□□□□氏、地区外からの転居による自宅の新築となります。前回の説明資料は、事業計画者、□□□□氏の住所が誤っていました。〇〇△△-△-△-△△△に訂正します。整理番号3は墓地の案件です。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は、6件です。自治会集会所駐車場1件、自宅庭整備1件、自宅離れ整備1件、墓地2件、公社の分譲地が1件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、18.1aとなっています。5ページをご覧ください。整理番号1、〇〇△△-△、△△-△、事業計画者□□□□で、宅地分譲地として除外します。1種農地となっており、許可規則が33条の4号集落接続で許可をだします。今後県と協議を進めていきます。事業番号2は墓地の案件。事業番号3、〇〇△△-△、事業計画者、□□□□氏で、これも墓地となっていますが、1種農地となっており、許可規則33条の4号集落接続で許可をだします。今後県と協議を進めていきます。事業番号6、〇〇△△-△、事業計画者、□□□□氏、自宅庭の整備になりますが、追認となります。資料、24、25をご覧ください。前回の説明資料は、地区の「〇〇」のところが、戸建ての戸となって誤っており、修正します。今回〇〇町では、1種農地が2件提出しました。除外としては、1種農地は認められないところがあり、「代替え性が無い、どうしてもここでないといけない事」と「集落接続」が許可に認められる重要なポイントとなります。今回の案件は、「代替え性」と「集落接続」において難しい面もありますが、今後県と協議を行います。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する案件は墓地1件のみです。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、0.4aとなっています。5ページをご覧ください。整理番号1、〇〇△△-△、事業計画者、□□□□氏で、墓地とし</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農政課	<p>て除外します。墓地以外でも管理地として 30 m²除外の申請があります。こちらは1種農地となっており、許可規則が33条の4号集落接続で許可をだします。今後県と協議を進めていきます。こちらの1種農地については、家の隣接となり集落接続が認められます。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は3件で、自宅庭の整備が1件、墓地の新設が1件、山林整備が1件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、5.8aとなっています。5ページをご覧ください。整理番号1、〇〇△△-△、事業計画者、□□□□氏で、自宅庭として除外します。こちらは、追認となります。事業番号2、こちらは墓地の案件です。事業番号3、〇〇△△-△、△△-△、△△-△、事業計画者、□□□□氏で、山林として整備したいという理由です。資料の13ページをご覧ください。隣接地、△△-△、△△-△は、事業計画者の所有山林に面しており、他の農地への影響が少ないので申請が認められます。30年7月の申請時においても、〇〇町で山林として除外申請が出されました。今後、山林の申請が増える事も考えられます。理由の中にきちんと山林にする計画を示してもらい、周辺に影響がないか等を確認し、許可申請を受理したいと考えます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第146号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第146号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
事務局	<p>【その他事項】 (1) 雲南市耕作放棄地解消対策協議会の解散について (2) 平成31年度雲南市農業振興施策に関する意見書への回答について (3) 平成30年度の相続による届出書の斡旋有について (4) 空き家付き農地活用制度利用者へのアンケート調査について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____